

仙台工科専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、職業人として必要な能力の養成を基本とし、測量、土木及び建築の各分野において活躍するための技能と教養を教授し、地域社会に貢献する人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、仙台工科専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号（本部校）

宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番22号

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程及び学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼 夜 別	修業 年限	入学 定員	総定員
工業 専門 課程	測 量 学 科	昼	1年	40	40
	環境土木工学科	昼	2年	40	80
	大工技能学科	昼	2年	40	80
	建築デザイン学科	昼	2年	80	160
合 計				200	360

(学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 創立記念日 4月1日
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) 春季休業
- (7) 前各号のほか校長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上必要であると認めた場合は、休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 3 履修すべき授業時数は、次のとおりとする。

測量学科	年間で800時間以上
環境土木工学科	年間で800時間以上、2年間で1,700時間以上
大工技能学科	年間で800時間以上、2年間で1,700時間以上
建築デザイン学科	年間で800時間以上、2年間で1,700時間以上

ただし、卒業及び資格取得に必要な時数は別に定める。

(単位)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合において、講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位、実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業時数については、これらに必要な学習等を考慮して、単位数に換算するものとする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。

- 2 成績評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(授業の終始期)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時00分から午後4時50分までとする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 5人以上
- (3) 講師 10人以上
- (4) 事務職員 1人以上
- (5) 学校医 1人

- 2 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続等)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第24条に定める入学選考料を納めて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、別に定める募集要項に基づく入学試験又は書類による選考を行って、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに、第24条に定める授業料その他の納付金を納めて手続きをとらなければならない。また、入学に際し、当該高等学校や養成所等の卒業証明書を提出しなければならない。

(転入学)

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、履修状況が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考の上、許可することができる。

(休学、復学)

第17条 学生が疾病、その他やむを得ない理由によって、3ヵ月以上休学する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保護者と連署の上、休学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が、復学しようとする場合は、届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(願い出による退学)

第18条 退学しようとする者は、退学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。
- 3 課程修了の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(称号の授与)

第20条 前条により、修業年限が2年以上の下記の専門課程を修了した者には、文部科学大臣の告示に従い、学科の分野別に専門士の称号を授与する。

(工業専門課程)

環境土木工学科

大工技能学科

建築デザイン学科

(取得資格)

第21条 関係法令に基づき、本校が定める授業科目を履修して本校の下記各学科を卒業する者は、それぞれに次の資格を取得することができる。

「測量学科」 測量士補 (測量法第51条第3号)

「環境土木工学科」 測量士補 (測量法第51条第3号)

第5章 賞 罰

(褒賞)

第22条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第23条 学生が本校の諸規則を守らず、又は本校の学生の本分に反する行為をした者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学選考料及び入学金、授業料等は次のとおりとする。

入学選考料

部・生徒会活動推薦入学、一般推薦入学、企業推薦入学	15,000円
一般入学	20,000円
AO選考方式	10,000円

2 授業料等

(単位；円)

課程名	学科名 (コース名)	年次	入学金	授業料	合計
工業専門課程	測量学科	1	160,000	1,140,000	1,300,000
	環境土木工学科	1	160,000	1,020,000	1,180,000
		2	-	1,020,000	1,020,000
	大工技能学科	1	160,000	1,020,000	1,180,000
		2	-	1,020,000	1,020,000
	建築デザイン学科	1	160,000	940,000	1,100,000
		2	-	940,000	940,000

教科書は授業料に含む。

- 3 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料その他の納付金の一部を免除することがある。
- 4 授業料等の納入に関する事項は別に定める。

(滞納者)

第25条 授業料その他の納付金を3ヵ月以上滞納した者は停学、6ヵ月以上滞納した者は退学とすることができる。

- 2 前項に定める取扱いは、第23条に定める懲戒とは異なる。

第7章 学生寮等

(学生寮)

第26条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第27条 学校保健安全法第6条の規定に基づき健康診断を、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第8章 雑 則

(施行細則)

第28条 この学則の施行について細則は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和60年度入学生の測量科本科Bコース及び測量建設科第2学年の学生については、昭和59年4月1日制定の学則第22条中の別表(6)による学費等の定めによるものとする。

2. (昭和62年2月13日一部改正)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、測量科本科Bコース、測量建設科及び調査設計科第2学年の学生については、改正前の学則によるものとする。

3. (昭和62年10月13日一部改正)

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、測量科本科Bコース、測量建設科及び調査設計科第2学年の学生についての学費等については、従前の例によるものとする。

4. (平成元年10月3日一部改正)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

5. (平成3年2月27日一部改正)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、測量科本科Bコース、測量建設科、調査設計科及び測量情報技術科平成4年度第2学年の学費等については、平成3年4月1日施行の別表(8)学費、別表(9)学費を除く諸費納入金に定める(学科名(2年)に対応する)学費等を適用し、徴収する。

6. (平成8年12月17日一部改正)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、測量科本科Bコース、測量建設科、調査設計科及び測量情報技術科平成10年度第2学年の学費等については、平成4年4月1日施行の別表(8)学費、別表(9)学費を除く諸費納入金に定める(学科名(2年)に対応する)学費等を適用し、徴収する。

7. (平成12年2月24日一部改正)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

8. (平成13年3月13日一部改正)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

9. (平成14年4月8日一部改正)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、測量科本科Bコース、測量建設科、調査設計科及び測量情報技術科第2学年の学生については、改正前の学則によるものとする。

10. (平成15年10月20日一部改正)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

11. (平成17年3月4日一部改正)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

12. (平成18年2月28日一部改正)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、土木工学科及び情報工学科第2学年の学生については、改正前の学則によるものとする。

13. (平成19年2月23日一部改正)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

14. (平成20年3月21日一部改正)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

15. (平成21年3月11日一部改正)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし在校生については、従前のおりとする。

16. (平成21年3月11日一部改正)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし在校生については、従前のおりとする。

17. (平成22年2月23日一部改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし在校生については、従前のおりとする。
なお、第20条については、文部科学大臣の告示後に専門士の称号を授与するものとする。

18. (平成22年7月27日一部改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし第8条の変更について、在校生は従前のおりとする。

19. (平成22年12月14日一部改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし第8条の変更について、在校生は従前のおりとする。

20. (平成23年3月24日一部改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし第8条の変更について、在校生は従前のおりとする。

21. (平成23年3月24日一部改正)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし第8条の変更について、在校生は従前のおりとする。

22. (平成23年9月21日一部改正)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし第8条及び第24条の変更について、在校生は従前のおりとする。

なお、第20条については、文部科学大臣の告示後に専門士の称号を授与するものとする。

23. (平成24年2月15日一部改正)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

24. (平成24年12月18日一部改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

25. (平成25年3月26日一部改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

26. (平成25年12月20日一部改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(建築工学科の存続に関する経過措置)

建築工学科は、改正後の学則の規程にかかわらず、当該学科に在学する者が居るまでの間存続し、当該学科に関する規定は従前の通りとする。

27. (平成26年3月14日一部改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

28. (平成26年3月14日一部改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

29. (平成28年2月18日一部改正)

この学則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、平成27年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

30. (平成28年3月23日一部改正)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

31. (平成28年5月17日一部改正)

この学則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、平成27年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

32. (平成30年3月23日一部改正)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の変更については、平成29年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

33. (平成30年12月17日一部改正)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

34. (平成31年3月26日一部改正)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

35. (平成31年3月26日一部改正)

この学則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

36. (令和元年9月20日一部改正)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

37. (令和3年3月29日一部改正)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

38. (令和4年3月24日一部改正)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。

39. (令和5年3月23日一部改正)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月以前に入学した者に対しては、改正後の学則の規定にかかわらず、従前のおりとする。